

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先 法人名称	契約の相手方の法人 番号	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一口 当たりの金額、 もしくは最低限 の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場 合) 支出の理由 等	公益法人の場合	
							公益法人の 区分	国認定、都 道府県認定 の区分
公益財団法人がん研究会	1010605002372	一瀬淳二(がん研究会有明病院) 研究助成金	1,000,000	-	平成30年4月27日	-	公財	国認定
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機 構	3010405010482	委託費	1,470,000	-	平成30年6月29日	-	公財	国認定
公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所	5010405009465	委託費	2,450,002	-	平成30年6月29日	-	公財	国認定
公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所	5010405009465	委託費	1,960,001	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定
公益財団法人鉄道総合技術研究所	3012405002559	科研費助成金[H29基C]	420,000	-	平成30年6月29日	-	公財	国認定
公益財団法人がん研究会	1010605002372	【科研費補助金】H30特定奨励費	143,650,000	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定
公益財団法人実験動物中央研究所	9020005009695	【科研費補助金】H30特定奨励費	70,000,000	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定
公益財団法人東洋文庫	7010005002991	【科研費補助金】H30特定奨励費	68,000,000	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定
公益財団法人徳川黎明会	7013305001705	【科研費補助金】H30特定奨励費	5,000,000	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定
公益財団法人山階鳥類研究所	2040005016886	【科研費補助金】H30特定奨励費	40,000,000	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定
公益財団法人大原記念労働科学研究所	2020005010305	【科研費補助金】H30特定奨励費	7,000,000	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定

公益財団法人服部植物研究所	6350005004113	【科研費補助金】H30特定奨励費	5,800,000	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定
公益財団法人がん研究会	1010605002372	科研費助成金[H28基C若B]	1,005,566	-	平成30年7月10日	-	公財	国認定
公益財団法人日独文化研究所	3130005002835	科研費補助金(図書)	2,000,000	-	平成30年10月30日	-	公財	国認定
公益財団法人がん研究会	1010605002372	H30科研費補助金[特定奨励]	143,650,000	-	平成30年10月30日	-	公財	国認定
公益財団法人実験動物中央研究所	9020005009695	H30科研費補助金[特定奨励]	40,200,000	-	平成30年10月30日	-	公財	国認定
公益財団法人東洋文庫	7010005002991	H30科研費補助金[特定奨励]	41,000,000	-	平成30年10月30日	-	公財	国認定
公益財団法人徳川黎明会	7013305001705	H30科研費補助金[特定奨励]	5,400,000	-	平成30年10月30日	-	公財	国認定
公益財団法人山階鳥類研究所	2040005016886	H30科研費補助金[特定奨励]	16,000,000	-	平成30年10月30日	-	公財	国認定
公益財団法人大原記念労働科学研究所	2020005010305	H30科研費補助金[特定奨励]	8,500,000	-	平成30年10月30日	-	公財	国認定
公益財団法人服部植物研究所	6350005004113	H30科研費補助金[特定奨励]	5,800,000	-	平成30年10月30日	-	公財	国認定
公益財団法人地球環境戦略研究機関	8021005009182	委託費	1,690,000	-	平成31年1月18日	-	公財	国認定
公益財団法人がん研究会	1010605002372	科学技術人材育成費補助金(卓越)	9,000,000	-	平成31年1月30日	-	公財	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。